

平成30年6月1日提出

平成30年6月市議会定例会

議 案

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第7号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）	1
報告第8号	公共下水道事業特別会計予算の繰越しについて（繰越明許費）	6
報告第9号	水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費の繰越し）	9
報告第10号	病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費の繰越し）	12
報告第11号	専決処分した事件の承認について（島田市税条例の一部を改正する条例）	15
報告第12号	専決処分した事件の承認について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）	21
報告第13号	専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	24
報告第14号	専決処分の報告について（島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）	25
報告第15号	専決処分の報告について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）	26
報告第16号	専決処分の報告について（島田市介護保険条例の一部を改正する条例）	27

議案番号	件 名	ページ
議案第41号	平成30年度島田市一般会計補正予算（第1号）	28
議案第42号	平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	31
議案第43号	平成30年度島田市水道事業会計補正予算（第1号）	33
議案第44号	平成30年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）	34

議案第45号	島田市税条例等の一部を改正する条例について	35
議案第46号	島田市立看護専門学校条例の一部を改正する条例について	46
議案第47号	島田市都市公園の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例について	47
議案第48号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	48
議案第49号	財産の減額貸付について	49
議案第50号	市道路線の認定について	51
議案第51号	市道路線の廃止について	52

予 算 に 関 す る 説 明 書

議案番号	件 名	ページ
議案第41号	平成30年度島田市一般会計補正予算（第1号）	53
議案第42号	平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	62
議案第43号	平成30年度島田市水道事業会計補正予算（第1号）	65
議案第44号	平成30年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）	72

報 告

報告第7号

一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づく一般会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

平成29年度島田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
3 民生費	1 社会福祉費	介護サービス提供体制整備促進事業費補助金	37,589,000	37,589,000
6 農林業費	1 農業費	茶生産施設等整備事業	205,669,000	205,669,000
	2 林業費	森林施業補助事業	21,200,000	21,200,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	横岡新田牛尾線改良事業	31,468,000	24,400,000
		谷口中河線改良事業	12,000,000	8,100,000
		島竹下線改良事業	52,027,000	31,877,400
		横井御仮屋線（蓬莱橋線交差点）改良事業	1,479,000	998,000
		蓬莱橋線改良事業（南工区）	21,182,000	6,538,000
		谷口道線改良事業（北工区）	6,300,000	6,300,000
		道悦旭町線改良事業	21,890,000	18,614,000
		生活道路改良事業	11,100,000	6,800,000
		生活道路改良事業（空港隣接地域賑わい空間創生事業）	794,000	793,281
			橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	57,800,000
	4 都市計画費	内陸フロンティア推進区域整備事業	148,541,000	148,306,800
		賑わい交流拠点整備事業	7,000,000	7,000,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設管理経費（国補正分）	15,000,000	15,000,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			37,589,000			
			205,669,000			
			21,200,000			
			13,347,000	10,300,000		753,000
			6,075,000	1,800,000		225,000
			17,532,000	13,500,000		845,400
			540,000			458,000
			3,597,000	2,600,000		341,000
			3,449,000			2,851,000
			10,093,000	7,500,000		1,021,000
				6,700,000		100,000
			396,000			397,281
			14,014,000	7,400,000		9,398,720
				108,100,000		40,206,800
						7,000,000
			5,050,000			9,950,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
11 災害復旧費	1 農林業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	円 18,450,000	円 12,850,000
		林業用施設災害復旧事業	49,000,000	49,000,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路施設災害復旧事業	15,550,000	15,550,000
合 計			734,039,000	647,398,201

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			9,037,000			3,813,000
			24,022,000	21,600,000		3,378,000
			8,000,000	4,000,000		3,550,000
			379,610,000	183,500,000		84,288,201

報告第8号

公共下水道事業特別会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づく公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

平成29年度島田市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1 下水道事業費	1 総務管理費	下水道ストックマネジメント事業	52,680,000	52,680,000
	3 建設事業費	汚水管渠整備事業	123,544,000	58,000,000
合 計			176,224,000	110,680,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			26,340,000			26,340,000
				57,900,000		100,000
			26,340,000	57,900,000		26,440,000

報告第9号

水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費の繰越し）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づく水道事業会計予算の建設改良費の繰越額について、次のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

平成29年度島田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	477,238,000	289,544,760	180,000,000
合 計			477,238,000	289,544,760	180,000,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	工事負担金	過年度損益勘定留保資金			
円 42,000,000	円 17,400,000	円 120,600,000	円 7,693,240	円	本通り一丁目若松線配水管布設替工事等
42,000,000	17,400,000	120,600,000	7,693,240		

報告第10号

病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費の繰越し）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づく病院事業会計予算の建設改良費の繰越額について、次のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

島田市長 染 谷 絹 代

平成29年度島田市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	設備費	598,044,000	236,754,468	49,086,000
合 計			598,044,000	236,754,468	49,086,000

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	過年度損益勘定留保資金			
円	円	円	円	
45,000,000	4,086,000	312,203,532		医療器械器具
45,000,000	4,086,000	312,203,532		

専決処分した事件の承認について

島田市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第7号

専 決 処 分 書

島田市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例の一部を改正する条例

島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第1項中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場

合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4

項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第26項とし、同条中第18項を第25項とし、第15項から第17項までを7項ずつ繰り下げ、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項を同条第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条

例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する

場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の島田市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第

30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分した事件の承認について

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第8号

専 決 処 分 書

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例

島田市都市計画税条例（平成17年島田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第11項及び第13項」を「附則第12項及び第14項」に、「附則第11項及び第14項」を「附則第12項及び第15項」に、「附則第12項、第14項及び第15項」を「附則第13項、第15項及び第16項」に、「附則第14項から第16項まで」を「附則第15項から第17項まで」に、「附則第16項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度ま

で」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第12項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

11 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の島田市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお

従前の例による。

専決処分した事件の承認について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第9号

専 決 処 分 書

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第14号

専決処分の報告について

島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第6号

専 決 処 分 書

島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月26日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
島田市職員の退職手当に関する条例（平成17年島田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

報告第15号

専決処分の報告について

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第10号

専 決 処 分 書

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月25日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例

（島田市都市計画税条例の一部改正）

第1条 島田市都市計画税条例（平成17年島田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 島田市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第19項中「第42項、第44項、第45項」を「第42項から第44項まで」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

報告第16号

専決処分の報告について

島田市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第11号

専 決 処 分 書

島田市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月25日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市介護保険条例の一部を改正する条例

島田市介護保険条例（平成17年島田市条例第94号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

予 算 書

一般会計予算書

議案第41号

平成30年度島田市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度島田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ224,705千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,990,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,684,604	△218,867	4,465,737
	2 国庫補助金	1,094,238	△218,867	875,371
15 県支出金		3,222,240	2,476	3,224,716
	2 県補助金	1,403,756	2,476	1,406,232
19 繰越金		450,000	73,186	523,186
	1 繰越金	450,000	73,186	523,186
21 市債		3,804,700	△81,500	3,723,200
	1 市債	3,804,700	△81,500	3,723,200
歳入合計		38,215,000	△224,705	37,990,295

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		12,953,205	61,515	13,014,720
	2 児童福祉費	6,375,779	13,979	6,389,758
	3 生活保護費	653,368	3,219	656,587
	4 医療福祉費	585,069	44,317	629,386
7 商工費		809,453	25,257	834,710
	1 商工費	809,453	25,257	834,710
8 土木費		4,287,110	△311,477	3,975,633
	1 土木管理費	334,053	299	334,352
	2 道路橋りょう費	1,748,974	△302,776	1,446,198
	4 都市計画費	1,736,630	△9,000	1,727,630
歳出合計		38,215,000	△224,705	37,990,295

第2表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般補助施設整備等事業	千円 15,000	証書借入 又は 証券発行	<p>公的資金 公的資金の貸付利率による。 その他 3.5%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。</p>	<p>公的資金については、その融資条件により、その他の資金は、その債権者との協議による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。</p>

2. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 379,600	証書借入 又は 証券発行	<p>公的資金 公的資金の貸付利率による。 その他 3.5%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。</p>	<p>公的資金については、その融資条件により、その他の資金は、その債権者との協議による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。</p>	千円 261,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
合併特例事業	1,620,000	同上	同上	同上	1,641,900	同上	同上	同上

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第42号

平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,697,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	16,941	16,942
	1 繰越金	1	16,941	16,942
歳入合計		9,680,827	16,941	9,697,768

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		8,760	16,941	25,701
	1 償還金及び還付加算金	8,760	16,941	25,701
歳出合計		9,680,827	16,941	9,697,768

水道事業会計
予算書

議案第43号

平成30年度島田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度島田市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度島田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,049,089千円	1,000千円	1,050,089千円
第3項 特別損失	1千円	1,000千円	1,001千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額366,016千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額365,216千円」に、「当年度分損益勘定留保資金9,462千円」を「当年度分損益勘定留保資金8,662千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	337,598千円	800千円	338,398千円
第5項 固定資産売却代金	0千円	800千円	800千円

平成30年6月1日提出

島田市長 染 谷 絹 代

病 院 事 業 会 計
予 算 書

議案第44号

平成30年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度島田市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度島田市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	12,802,020千円	6,264千円	12,808,284千円
第1項 医業収益	11,989,673千円	6,264千円	11,995,937千円

平成30年6月1日提出

島田市長 染 谷 絹 代

条 例 そ の 他

島田市税条例等の一部を改正する条例について

島田市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例等の一部を改正する条例

(島田市税条例の一部改正)

第1条 島田市税条例(平成17年島田市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第47条の5第3項中「同条」を「同項」に改める。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当た

りの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第26項を同条第27項とし、同条第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 島田市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 島田市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 島田市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 島田市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換

算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(島田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 島田市税条例等の一部を改正する条例（平成27年島田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「島田市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「島田市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中島田市税条例第47条の5第3項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中島田市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (3) 第1条中島田市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 平成31年4月1日
- (5) 第2条中島田市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (6) 第1条中島田市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (7) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (8) 第1条中島田市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第3号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (9) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (10) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (11) 第1条中島田市税条例附則第10条の2第26項を同条第27項とし、同条第25項の次に1項を加える改正規定 公布の日又は生産性向上特別措置法（平成30年法律

第 号)の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の島田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第8号に掲げる規定による改正後の島田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の島田市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(島田市税条例等の一部を改正する条例(平成27年島田市条例第40号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の島田市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造

たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	島田市税条例等の一部を改正する条例（平成30年島田市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第139条第1項又は第145条第3項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項

	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほ

か、第3条の規定による改正後の島田市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	島田市税条例等の一部を改正する条例（平成30年島田市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第139条第1項又は第145条第3項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前

に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の島田市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	島田市税条例等の一部を改正する条例（平成30年島田市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第139条第1項又は第145条第3項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号

		様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

島田市立看護専門学校条例の一部を改正する条例について

島田市立看護専門学校条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

島田市立看護専門学校条例（平成17年島田市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、前期又は後期の全期間にわたって休学した者については、当該学期分の授業料を徴収しない。

第6条に次の3項を加える。

- 2 市長は、学期の中途において休学し、又は退学した者については、当該学期分の授業料を徴収する。
- 3 学期の中途において復学又は転入学（以下この項及び次項において「復学等」という。）をした者から徴収する当該学期分の授業料の額は、第1項本文の規定にかかわらず、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から当該学期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の授業料は、復学等をした日から10日以内に徴収するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の学期分の授業料について適用し、同日前の学期分の授業料については、なお従前の例による。

議案第47号

島田市都市公園の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例について

島田市都市公園の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年6月1日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市都市公園の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

島田市都市公園の設置基準等を定める条例（平成25年島田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項に規定する割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年島田市条例第169号）の一部を次のように改正する。

別表特定初診料の部中「2,160円」を「5,400円」に改め、同部の次に次のように加える。

特定再診料		1件につき	2,700円
-------	--	-------	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき事由が生じた特定初診料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

財産の減額貸付について

次のとおり、普通財産を減額貸付するものとする。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

1 貸付する土地

所在及び地番	地目	地積 (㎡)
島田市金谷富士見町3383番1	雑種地	32,216
島田市金谷富士見町3383番82	宅地	228.00
島田市金谷富士見町3383番84	雑種地	214
島田市金谷富士見町3385番1	雑種地	10,492
島田市金谷富士見町3385番62	宅地	2,207.83
島田市金谷富士見町3389番1	雑種地	743
島田市金谷富士見町3391番	雑種地	349
島田市金谷富士見町3391番2	雑種地	72
島田市金谷富士見町3391番3	雑種地	61
島田市金谷富士見町3391番4	雑種地	45
島田市金谷富士見町3391番5	雑種地	10
島田市金谷富士見町3391番6	雑種地	38
島田市金谷富士見町3393番2	雑種地	249
島田市金谷富士見町3393番5	雑種地	415
島田市金谷富士見町3393番10	雑種地	444
島田市金谷富士見町3394番2	雑種地	384
島田市金谷富士見町3394番3	雑種地	478
島田市金谷富士見町3394番5	雑種地	385
島田市金谷富士見町3394番6	雑種地	398
島田市金谷富士見町3394番7	雑種地	1,312
島田市金谷富士見町3394番8	雑種地	328
島田市金谷富士見町3394番89	雑種地	666
島田市金谷富士見町3394番91	雑種地	951
島田市金谷富士見町3395番58	雑種地	739
島田市金谷富士見町3395番59	雑種地	679
島田市金谷富士見町3395番106	雑種地	607
合計		54,710.83

2 貸付の相手方

東京都千代田区一番町18番地

株式会社八ヶ岳モールマネージメント

代表取締役 藤井 弘毅

3 貸付料

月額1,200,000円

貸付料は、原則として3年ごとに固定資産税仮評価額を踏まえて改定するものとする。

4 貸付期間

引渡し日から50年に達する日の前日まで

5 貸付の条件

広域的な交流人口の拡大、賑わいの創出に資する事業に活用すること。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

- 1 路線数
3路線
- 2 路線の延長
847.0メートル
- 3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起 点	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
終 点			
堤下上ノ島線	牛尾字堤下72番1地先	280.0	16.0～33.0
	牛尾字上ノ島1646番地先		
上ノ島中原線	牛尾字上ノ島1683番1地先	510.0	9.0～13.0
	牛尾字中原1272番1地先		
大津通り東線	中河町1943番6地先	57.0	6.0～16.5
	中河町1942番12地先		

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

- 1 路線数
1 路線
- 2 路線の延長
110.0メートル
- 3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起	点	路線の延長(m)
	終	点	
大津通り東線	中河町1938番3地先		110.0
	中河町1942番12地先		

予 算 に 関 す る
説 明 書

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	4,684,604	△218,867	4,465,737
15 県支出金	3,222,240	2,476	3,224,716
19 繰越金	450,000	73,186	523,186
21 市債	3,804,700	△81,500	3,723,200
歳入合計	38,215,000	△224,705	37,990,295

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	12,953,205	61,515	13,014,720	11,806			49,709
6 農林業費	1,256,849	0	1,256,849		△3,000		3,000
7 商工費	809,453	25,257	834,710				25,257
8 土木費	4,287,110	△311,477	3,975,633	△228,197	△78,500		△4,780
歳出合計	38,215,000	△224,705	37,990,295	△216,391	△81,500		73,186

2 歳 入

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	133,868	1,609	135,477
4 土木費国庫補助金	758,834	△220,476	538,358
計	1,094,238	△218,867	875,371

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費県補助金	315,160	△7,721	307,439
2 民生費県補助金	566,505	10,197	576,702
計	1,403,756	2,476	1,406,232

(款)19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	450,000	73,186	523,186
計	450,000	73,186	523,186

(款)21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
3 農林業債	52,200	△3,000	49,200
4 土木債	1,146,100	△78,500	1,067,600
計	3,804,700	△81,500	3,723,200

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 生活保護費補助金	1,609	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,609
1 道路橋りょう費補助金	△215,326	社会資本整備総合交付金(道路・通常)	△79,706
		社会資本整備総合交付金(道路・防災)	△135,620
2 都市計画費補助金	△5,150	社会資本整備総合交付金(公園・通常)	△3,000
		社会資本整備総合交付金(道路・防災)	△2,150

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	△7,721	静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金	△7,721
3 医療福祉費補助金	10,197	こども医療費補助金	10,197

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 前年度繰越金	73,186	前年度繰越金	73,186

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 農業債	△3,000	公共事業等債(蛭川農道)	△18,000
		一般補助施設整備等事業債(蛭川農道)	15,000
1 道路橋りょう債	△77,800	公共事業等債(社会資本整備総合交付金)	△99,700
		合併特例事業債(新東名IC周辺地区開発)	21,900
2 都市計画債	△700	公共事業等債(社会資本整備総合交付金)	△700

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 母子福祉費	302,790	951	303,741				951
4 児童福祉施設費	316,804	13,028	329,832				13,028
計	6,375,779	13,979	6,389,758				13,979

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	39,170	3,219	42,389	1,609			1,610
計	653,368	3,219	656,587	1,609			1,610

(款) 3 民生費

(項) 4 医療福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 医療福祉総務費	41,947	4,987	46,934	366			4,621
4 こども医療費助成費	330,000	39,330	369,330	9,831			29,499
計	585,069	44,317	629,386	10,197			34,120

(款) 6 農林業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 土地改良費	492,559	0	492,559		△3,000		3,000
計	916,624	0	916,624		△3,000		3,000

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 商工振興費	106,450	1,000	107,450				1,000
6 温泉施設基金費	31	24,257	24,288				24,257
計	809,453	25,257	834,710				25,257

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	951	3 児童扶養手当支給事業 児童扶養手当事務費	951 951
11 需用費	415	3 放課後児童健全育成事業	13,028
18 備品購入費	310	放課後児童クラブ運営事業	12,303
19 負担金、補助及び 交付金	12,303	放課後児童クラブ施設整備事業	725

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	3,219	2 生活保護事務費 生活保護事務費	3,219 3,219

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	129	2 医療福祉総務事務費	4,987
7 賃金	834	こども医療事務費	4,987
11 需用費	148		
12 役務費	1,932		
13 委託料	1,944		
20 扶助費	39,330	1 こども医療扶助費 こども医療扶助費	39,330 39,330

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		2 農業農村整備事業 農道整備事業	0 0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び 交付金	1,000	3 商工活性化支援事業 官民連携賑わい創出事業補助金	1,000 1,000
25 積立金	24,257	1 温泉施設基金積立金 温泉施設基金新規積立金	24,257 24,257

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	334,053	299	334,352				299
計	334,053	299	334,352				299

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋りょう総務費	214,300	△5,500	208,800	△2,750			△2,750
3 道路新設改良費	1,224,037	△297,276	926,761	△220,297	△77,800		821
計	1,748,974	△302,776	1,446,198	△223,047	△77,800		△1,929

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 街路事業費	23,331	△3,000	20,331	△2,150	△700		△150
4 公園管理費	176,373	△6,000	170,373	△3,000			△3,000
計	1,736,630	△9,000	1,727,630	△5,150	△700		△3,150

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	299	2 土木総務事務費 道路河川事務費	299 299

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	△5,500	2 道路施設管理費 道路ストック総点検事業	△5,500 △5,500
13 委託料	△6,240	1 幹線道路改良事業	△291,776
15 工事請負費	△226,836	色尾大柳線改良事業	△31,224
17 公有財産購入費	△26,000	横岡新田牛尾線改良事業	0
22 補償、補填及び賠償金	△38,200	谷口中河線改良事業	△20,500
		本通り御仮屋線改良事業	△11,850
		横井御仮屋線（蓬莱橋線交差点）改良事業	△4,000
		菊川神谷城線改良事業	△18,000
		蓬莱橋線改良事業（南工区）	0
		細島南部1号・6号線改良事業	△1,300
		新病院周辺道路改良事業	0
		東町御請線改良事業	△41,018
		道悦旭町線改良事業	△24,284
		島竹下線改良事業	0
		国道停車場線改良事業	△15,300
		本通り向谷線改良事業	△10,400
		番生寺島線改良事業	△20,400
		猪土居牧之原1号線改良事業	△20,600
		尾川上伊太線改良事業	0
		東町番生寺線改良事業	△40,800
		大津通り線改良事業	△32,100
		5 道路照明灯修繕事業	△5,500
		道路照明灯修繕事業	△5,500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
15 工事請負費	△3,000	3 幹線街路整備事業 横井中央線電線共同溝整備事業	△3,000 △3,000
15 工事請負費	△6,000	3 公園施設長寿命化対策事業 公園施設長寿命化対策事業	△6,000 △6,000

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
I 普通債	補正前	21,586,522	20,003,525	2,442,700	2,836,103	19,610,122
	補正額		△243,500	76,400		△167,100
	補正後	21,586,522	19,760,025	2,519,100	2,836,103	19,443,022
1. 総務	補正前	1,443,546	1,386,952	70,600	143,741	1,313,811
	補正額		△10,499			△10,499
	補正後	1,443,546	1,376,453	70,600	143,741	1,303,312
2. 民生	補正前	118,457	262,070	0	17,523	244,547
	補正額		△19,100			△19,100
	補正後	118,457	242,970	0	17,523	225,447
3. 衛生	補正前	2,001,238	1,536,867	599,300	526,743	1,609,424
	補正額		△8,701			△8,701
	補正後	2,001,238	1,528,166	599,300	526,743	1,600,723
4. 農林業	補正前	611,188	503,152	52,200	123,081	432,271
	補正額		△8,700	△3,000		△11,700
	補正後	611,188	494,452	49,200	123,081	420,571
5. 商工	補正前	1,441,937	1,245,526	0	210,577	1,034,949
	補正額		△400			△400
	補正後	1,441,937	1,245,126	0	210,577	1,034,549
6. 土木	補正前	8,931,156	8,646,717	1,146,100	1,011,501	8,781,316
	補正額		△183,200	79,400		△103,800
	補正後	8,931,156	8,463,517	1,225,500	1,011,501	8,677,516
7. 消防	補正前	865,077	718,873	131,300	171,649	678,524
	補正額		△1,900			△1,900
	補正後	865,077	716,973	131,300	171,649	676,624
8. 教育	補正前	6,173,923	5,703,368	443,200	631,288	5,515,280
	補正額		△11,000			△11,000
	補正後	6,173,923	5,692,368	443,200	631,288	5,504,280
II 災害復旧債	補正前	16,384	43,383	0	3,131	40,252
	補正額		△30,000	25,600		△4,400
	補正後	16,384	13,383	25,600	3,131	35,852
1. 農林業	補正前	3,438	29,061	0	489	28,572
	補正額		△25,999	21,600		△4,399
	補正後	3,438	3,062	21,600	489	24,173
2. 土木	補正前	12,254	13,754	0	2,517	11,237
	補正額		△4,000	4,000		
	補正後	12,254	9,754	4,000	2,517	11,237
3. 文教	補正前	692	568	0	125	443
	補正額		△1			△1
	補正後	692	567	0	125	442

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
Ⅲ その他	補正前	19,424,414	19,435,145	1,362,000	1,525,032	19,272,113
	補正額		1			1
	補正後	19,424,414	19,435,146	1,362,000	1,525,032	19,272,114
1. 減税補填債	補正前	594,989	471,309	0	113,668	357,641
	補正額		1			1
	補正後	594,989	471,310	0	113,668	357,642
合 計	補正前	41,027,320	39,482,053	3,804,700	4,364,266	38,922,487
	補正額		△273,499	102,000		△171,499
	補正後	41,027,320	39,208,554	3,906,700	4,364,266	38,750,988

(再掲)

(単位：千円)

合併特例事業債	補正前	5,605,494	5,661,378	1,620,000	515,465	6,765,913
	補正額		△162,100	153,800		△8,300
	補正後	5,605,494	5,499,278	1,773,800	515,465	6,757,613

※前年度末現在高見込額における補正額は、借入不用額及び繰越明許費に係る繰越額

※当該年度中起債見込額における補正額は、補正予算（第1号）及び繰越明許費に係る繰越額

国民健康保険事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰越金	1	16,941	16,942
歳入合計	9,680,827	16,941	9,697,768

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 諸支出金	8,760	16,941	25,701				16,941
歳出合計	9,680,827	16,941	9,697,768				16,941

2 歳 入

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	16,941	16,942
計	1	16,941	16,942

3 歳 出

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 償還金	0	16,941	16,941				16,941
計	8,760	16,941	25,701				16,941

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	16,941	前年度繰越金 16,941

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子及び割引料	16,941	1 国庫支出金等超過交付返還金 16,941 国庫支出金等超過交付返還金 16,941

水道事業会計
予算に関する説明書

平成30年度島田市水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1. 水道事業 費 用			1,049,089	1,000	1,050,089	
	3. 特別損失		1	1,000	1,001	
		2. 固定資産売却 損	0	1,000	1,000	土地売却損

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1. 資本的 収 入			337,598	800	338,398	
	5. 固定資産 売却代金		0	800	800	
		1. 固定資産売却 代金	0	800	800	土地売却代金

平成30年度島田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	85,149
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
加入分担金による収入	9,491
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 441,068</u>
資金減少額	△ 8,024
資金期首残高	1,025,167
資金期末残高	<u>1,017,143</u>

平成30年度島田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	84,149
有形固定資産売却損	1,000
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	800
加入分担金による収入	9,491
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 440,268</u>
資金減少額	△ 7,224
資金期首残高	1,025,167
資金期末残高	<u>1,017,943</u>

平成30年度島田市水道事業予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
(補正前)

(単位：千円)

6. 特別損失

(1) その他特別損失	1	1	0
当年度純利益			85,149
その他未処分利益剰余金変動額			170,000
当年度未処分利益剰余金			411,607

平成30年度島田市水道事業予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
(補正後)

(単位：千円)

6. 特別損失

(1) その他特別損失	1		
(2) 固定資産売却損	1,000	1,001	1,000
当年度純利益			84,149
その他未処分利益剰余金変動額			170,000
当年度未処分利益剰余金			410,607

平成30年度島田市水道事業予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(補正前)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地

213,526

ロ. 建設仮勘定

65,000

有形固定資産合計

6,914,288

無形固定資産合計

15,577

固定資産合計

6,929,865

2. 流動資産

(1) 現金及び預金

1,017,143

(4) 短期貸付金

4,622

流動資産合計

1,108,726

資産合計

8,038,591

資 本 の 部

7. 剰余金

(2) 利益剰余金

ハ. 当年度未処分利益剰余金

411,607

利益剰余金合計

665,031

剰余金合計

798,732

資本合計

4,093,329

負債資本合計

8,038,591

平成30年度島田市水道事業予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(補正後)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地

211,726

ロ. 建設仮勘定

65,000

有形固定資産合計

6,912,488

無形固定資産合計

15,577

固定資産合計

6,928,065

2. 流動資産

(1) 現金及び預金

1,017,943

(4) 短期貸付金

4,622

流動資産合計

1,109,526

資産合計

8,037,591

資 本 の 部

7. 剰余金

(2) 利益剰余金

ハ. 当年度未処分利益剰余金

410,607

利益剰余金合計

664,031

剰余金合計

797,732

資本合計

4,092,329

負債資本合計

8,037,591

予 算 内 訳 書

収 益 の 支 出

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1. 水道事業費用		1,049,089	1,000	1,050,089
3. 特別損失		1	1,000	1,001
	2. 固定資産売却損	0	1,000	1,000

資 本 の 収 入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1. 資本の収入		337,598	800	338,398
5. 固定資産 売却代金		0	800	800
	1. 固定資産売却代金	0	800	800

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 固定資産売却損	1,000	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 土地売却代金	800	南3号水源土地

病 院 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

平成30年度島田市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1	病院事業 収 益		12,802,020	6,264	12,808,284	
	1	医業収益	11,989,673	6,264	11,995,937	
		1 外来収益	4,172,400	6,264	4,178,664	特定初診料等

平成30年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 840,727
	未収金の増減額 (△は増加)	145,640
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 430,039
	小計	<u>△ 569,558</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 595,545
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,108,534
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 2,368,059</u>
	資金増加額 (又は減少額)	△ 1,044,413
	資金期末残高	<u>3,967,669</u>

平成30年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 834,470
	未収金の増減額 (△は増加)	144,700
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 430,028
	小計	<u>△ 564,230</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 590,217
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,108,538
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 2,368,063</u>
	資金増加額 (又は減少額)	△ 1,039,089
	資金期末残高	<u>3,972,993</u>

平成30年度島田市病院事業予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

1	医 業 収 益			
	(1) 外 来 収 益	4,172,400		
	(3) そ の 他 医 業 収 益	<u>366,108</u>	11,960,783	
	医 業 損 失			901,587
5	医 業 外 費 用			
	(3) 雑 損 失	<u>480,089</u>	602,757	
6	看 護 専 門 学 校 費 用			
	(2) 経 費	<u>17,727</u>	<u>143,911</u>	<u>60,860</u>
	経 常 損 失			840,727
	当 年 度 純 損 失			<u>840,727</u>
	当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u><u>7,791,198</u></u>

平成30年度島田市病院事業予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

1	医 業 収 益			
	(1) 外 来 収 益	4,178,664		
	(3) そ の 他 医 業 収 益	<u>366,108</u>	11,967,047	
	医 業 損 失			895,323
5	医 業 外 費 用			
	(3) 雑 損 失	<u>480,096</u>	602,764	
6	看 護 専 門 学 校 費 用			
	(2) 経 費	<u>17,727</u>	<u>143,911</u>	<u>60,853</u>
	経 常 損 失			834,470
	当 年 度 純 損 失			<u>834,470</u>
	当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u><u>7,784,941</u></u>

平成30年度島田市病院事業予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

(補正前)

資 産 の 部

1 固定資産			
(3) 投資その他の資産			
イ 長期前払消費税	378,753		
投資合計		<u>379,303</u>	
固定資産合計			12,708,396
2 流動資産			
(1) 現金及び預金		3,967,669	
(2) 未収金	1,927,943		
貸倒引当金	<u>△ 11,337</u>	1,916,606	
流動資産合計			<u>6,198,359</u>
資産合計			<u><u>18,906,755</u></u>

負 債 の 部

4 流動負債			
(2) 未払金		998,170	
流動負債合計			<u>1,898,678</u>
負債合計			<u><u>9,064,797</u></u>

資 本 の 部

7 剰余金			
(1) 利益剰余金			
ハ 当年度未処理欠損金	<u>7,791,198</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 7,790,428</u>	
剰余金合計			<u>△ 7,790,428</u>
資本合計			<u><u>9,841,958</u></u>
負債資本合計			<u><u>18,906,755</u></u>

平成30年度島田市病院事業予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

(補正後)

資 産 の 部

1 固定資産			
(3) 投資その他の資産			
イ 長期前払消費税	378,757		
投資合計		<u>379,307</u>	
固定資産合計			12,708,400
2 流動資産			
(1) 現金及び預金		3,972,993	
(2) 未収金	1,928,883		
貸倒引当金	<u>△ 11,337</u>	1,917,546	
流動資産合計			<u>6,204,623</u>
資産合計			<u><u>18,913,023</u></u>

負 債 の 部

4 流動負債			
(2) 未払金		998,181	
流動負債合計			<u>1,898,689</u>
負債合計			<u><u>9,064,808</u></u>

資 本 の 部

7 剰余金			
(1) 利益剰余金			
ハ 当年度未処理欠損金	<u>7,784,941</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 7,784,171</u>	
剰余金合計			<u>△ 7,784,171</u>
資本合計			<u>9,848,215</u>
負債資本合計			<u><u>18,913,023</u></u>

予 算 内 訳 書

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 病院事業収益		12,802,020	6,264	12,808,284
1 医業収益		11,989,673	6,264	11,995,937
	1 外来収益	4,172,400	6,264	4,178,664

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 外来収益	6,264	

